



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 オ プ テ イ ム
代表者名 代表取締役社長 菅 谷 俊 二
(コード番号：3694 東証マザーズ)
問合せ先 管理担当取締役 林 昭 宏
(TEL. 03-6435-8570)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 15 期定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

①事業の多様化に対応するため、第 2 条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

②当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 29 条（社外取締役の責任免除）及び第 39 条（社外監査役の責任免除）を規定しております。

今般、会社法第 427 条の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条及び第 39 条の規定を改正するものであります。

なお、定款第 29 条の改正に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日

以上

現行定款・変更案対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (12) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) ~ (15) (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第45条 <u>株主</u>財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社は<u>その支払い</u>の義務を免れる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (12) (現行どおり)</p> <p>(13) <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p>(14) ~ (16) (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に定める損害賠償責任の限度は、同法第425条で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 <u>配当</u>財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払</u>の義務を免れる。</p>